

東洋史研究

第四十二卷 第一號 昭和五十八年六月發行

謀反——秦漢刑罰思想の展開

富 谷 至

はじめに

一 「謀反」の規定

二 三國——前漢の謀反罪

三 秦律の刑罰理念

四 秦—漢刑罰思想の展開

(1) 『春秋公羊傳』と秦律

(2) 秦漢刑罰思想の展開

むすびにかえて

はじめに

1 謀反、日本語ではこれを「むほん」と訓じている。「むほん」とは、臣下の君主または國家に對する反逆との意味である。同じく、日本語の謀反—むほん—の場合、果して反逆が遂行されたのか、未遂であるのかその區別は曖昧である。同じく「謀」を冠する言葉として謀殺という語がある。日本語の意味では計畫して行なわれた殺人ということであるが中國にお

いて、少なくとも唐律以前においては、若干、違つた意味をもっているようである。(1)

中國史上の諸問題を考察するうえで、謀反事件が少なからずとり扱われているが、謀反の確たる事實が史料から検出できないということから、眞偽の程が不明であるという理由で、安易に捏造事件と考えられる場合が少なくない。確かに捏造された謀反事件もあつたにちがいないが、その場合でも「謀反」という罪名の正確な意味、それが何故捏造ということに結びつき易いのかということは、あまり考慮に入れられなかったのではないだろうか。かく言う私自身も、かつて東漢明帝期に起つた楚王英謀反事件をとり扱つた際、謀反という罪名を正確に認識していたわけではなかつたことを告白せねばならない。拙稿の反省を含めて、謀反罪の内容、來源、政治の場での影響を考えてみたいというのが、本稿のまず第一の目的である。

漢帝國の刑罰體系は、秦の制度を踏襲することから出發した。しかし秦の法術主義を批判し儒學を官學化した漢にあって、刑法の内容は受け継ぎ、その運営理念には批判を加えるといった二面性を王朝自身はいつたどのようによに解決したのであろうか。従來、この問題は儒術の偽裝・縁飾のもとに法術政治を行なうといつた所謂儒術主義という觀點から解釋されてきた。だが、その偽裝・縁飾はどのように爲されたのか、何故それが可能であつたのか、さらに進んでそれが偽裝と云えるのか等々は、いますこし詳しく考えてみる必要があるだろう。「謀反」という一つの罪名を手がかりとして秦漢の法術主義を考えてみたいというのが本稿の第二の目的である。

一 「謀反」の規定

謀反が『唐律疏議』において十惡の筆頭に「謂謀危社稷——社稷を危くせんと謀るを謂う」として擧げられていることは、周知のことである。その部分の疏議は、謀反を解説して次のように言う。

案ずるに公羊傳に云う。君親、將にせんとする無し。將にせんとすれば必ず誅すと。謂うところ、將に逆心ありて君

父を害せんとする者あらば則ち必ず之を誅す。左傳に云う。天、時に反するを災と爲し、人、徳に反するを亂と爲すと。然れば王者は宸極の至尊に居り、上天の寶命を奉じ、二儀の覆載を同じくし、兆庶の父母と作る。子たり臣たるもの、惟だ忠、惟だ孝たるのみ。乃ち敢て凶慝を包藏し、將に逆心を起さんとす。天の常に反し、人の理に悖逆するを規る。故に謀反と曰う。

(名例律一)

この解説は、王朝の顛覆が人倫にもとる行爲である點に重心がおかれ、「謀」自體の語義については、特に解説は加えていない。しかし、「將にする」「規る」などと言われているように、謀、つまり計畫するという意味がそこに込められ、謀反の正確な意味は、「反を謀る——王朝顛覆を計畫するということ」、行爲の未遂段階を示している。『唐律疏議』名例律ではもう一箇所、謀に論及した條があり、そこでは次のように言う。

衆と稱するは三人以上。謀と稱するは二人以上。謀狀、彰明ならば一人と雖も二人の法に同じ。

(名例律六)

二人以上が共同して陰謀すること——共同謀議が謀という語の嚴密な意味であると言えよう。これは、『唐律疏議』に先だち、晉代に明法掾・張斐がつけた晉律の注においてすでに明言されている。

其の知りて之を犯す、之を故と謂う。意の以て然りと爲す、之を失と謂う。……二人對議す、之を謀と謂う。衆を制して計を建つ、之を率と謂う。

(『晉書』刑法志)

二人以上の者が共謀して反逆を計畫すること、これが『唐律疏議』『晉書』刑法志に見られた謀反の定義なのである。そして反逆という行爲に關して言えば、謀反——反を謀る——は、實際の行爲は未だ行なわれてはおらず未遂の段階であり、その意味で反逆行爲がすでに行なわれた「反」とは嚴然として區別されねばならない。

では、「謀反」のこのような定義は晉以前、どこまで遡ることができるのであろうか。『三國志』『後漢書』『漢書』などに散見する謀反罪を次に見ていくことにしたい。

二 三國——前漢の謀反罪

後漢王朝最期の年、建安二十四年九月、魏相國・鍾繇に辟召され西曹掾となっていた魏諷は、曹操が漢中に遠征した留守をねらい謀反する。

太祖、漢中を征す。魏諷ら反を謀り、中尉楊俊は左遷さる。太祖歎じて曰く。諷の敢て亂心を生ずる所以は、吾が爪牙の臣に姦を遏め謀を防ぐ者なきを以ての故なり。

『魏書』徐奕傳にみえるこの記事からだけでは、魏諷の反逆が遂行されたのか、未遂で終ったのか定かではないが、『魏書』武帝紀において裴松之注が引く『世語』は、ことがらの経緯をより詳しく語る。

(魏)諷、字は子京。沛の人。衆を惑すの才ありて、鄴都を傾動す。鍾繇、是れにより辟す。大軍未だ反らずして、諷は潛かに徒黨を結び、また長樂衛尉陳禕と謀りて鄴を襲わんとす。未だ期に及ばずして禕は懼れ、之を太子に告ぐ。諷を誅し、坐して死する者、數十人。

魏諷の反逆は、實行に移される前に一味の密告により挫折したのである。

魏王朝成立後にあつても、謀反罪は他の犯罪に比べ特別に扱われたと言える。文帝黃初五年、謀反大逆の罪は特に密告を許す旨の令が出された。

初めて令す。謀反大逆は乃ち相い告するを得。その餘は皆な聽治するなかれ。敢て妄りに相い告すれば、其の罪を以て之を罪す。
(『魏書』文帝紀)

黃初五年のこの令により密告が公けに認められたということは、謀反大逆が最も重い犯罪とされたからに他ならない。そして司馬懿と激しい權力鬭争を展開していた曹爽が、この謀反のかどで密告され何晏とともに誅殺、夷三族という極刑をうけたのは、嘉平元年のことであつた。曹爽謀反のあらまは、『魏書』卷九に詳しい。

初め張當は私かに擇ぶ所の才人張・何らを以て爽に與う。其の姦あるを疑い、當を收めて罪を治す。當は爽の(何)晏らと陰かに反逆を謀り、並びに先に兵を習し、三月中を須^まって發せんと欲すと陳ぶ。是に於いて晏らを收めて獄に下す。

張當の密告にみえるように、曹爽らの反逆は「謀反逆」「須三月中欲發」と言われている如く、實際に兵をあげ遂行されたわけではなく、未遂の段階であった。ところが、朝臣の廷議において次のような論斷が下される。

春秋の義では、「君親、將^{まさ}にせんとする無し。將にせんとすれば必ず誅す」とある。曹爽は皇室の分家であり、代ことのはか寵愛を蒙り、先帝が御親ら手をとって遺詔を授け、天下を託されたのである。それなのに邪心を胸に抱き、遺命をないがしろにし、あろうことか何晏・鄧颺・張當らと神器をうばおうとたくらんだ。桓範は罪人と黨を組み同調した。皆な大逆不道といえる。⁽³⁾

こうして、曹爽・何晏・張當らは誅殺され、加えて夷三族の刑をうけたのである。以上、『三國志』にみえる魏諷、曹爽は、反逆の形が具體化する以前にその共謀者とみなされる者とともに謀反罪に問われ誅殺されているのである。つまり、謀反とは共同陰謀であり未遂段階の罪とする『唐律疏議』の定義をみたしていると言えよう。次に明帝の永平十三年に起った楚王英の事件を例にあげ、後漢における謀反罪について検討しよう。

楚王英が永平十三年、讖緯書の捏造というかどで死刑を求刑され、自殺するという事件は「楚王英謀反」との記述でもって、『後漢書』の各列傳、『續漢書』、『後漢紀』などに散見する。⁽⁴⁾事件のあらましは『後漢書』列傳三二にみられる楚王英の本傳が最も詳しい。

若い時、游侠を好み、賓客と交わっていた楚王英は、晩年になって、黄老の術を好み、佛教を崇拜するように變つた。やがて英は方士と關係を結び、黄金の龜、玉の鶴などを作り、そこに文字を刻んで符瑞とするに至る。永平十三年、燕廣なる男が密告する。「英は漁陽の王平・顔忠たちと讖緯の書をつくり、反逆を計畫しております。」調査の結

果、擔當官が上奏して言うには、「英は、よからぬ輩をあつめ、圖讖をつくり、勝手にそれぞれに官秩を與えて諸侯・王公・將軍・二千石を設置しております。大逆不道であり、誅殺されるがよろしい。」かくて英は廢位され丹陽に徙されて自殺したのである。⁽⁵⁾

『後漢書』が他の箇所において記しているこの事件の概要も右に略述したものをでない。要するに、楚王英は圖讖をつくり、王國內で官秩を勝手に設置したということから謀反とされたのである。當時の後漢王朝にとって圖讖造作は見過し得ないことであり、中央集權體制からみれば官秩の任意設置は、ゆゆしきこととも言え、楚王英の行爲は確かに王朝にとっては好ましからざるものにちがいない。それ故、「謀反」ということになるのであろうが、楚王英自身が王朝に對する反逆を意識していたかどうかは疑わしい。少くとも『後漢書』の記載から反逆の意識を讀みとめることは難かしい。楚王英謀反の事件は、やがて反逆ということになるかも知れないわば萌芽の段階で、反逆を共同陰謀したという謀反罪に論斷されたと考えられるのである。

楚王英と同じ時期に罪を得て死刑を求刑された廣陵王荆も、やはり謀反という罪名を荷わされた。『續漢書』五行志などに「後徙王廣陵。荆遂坐復謀反自殺也」と記されているのがそれである。この廣陵王は一度ならず反逆をくわだて、そのなかには實際に擧兵を行ないかけたものもあるが、最終的には呪詛がもとで死刑を宣告される。やはり未遂の段階で謀反罪に問われたのであるが、事件處理にあたり死刑を求刑した樊儵が、實弟廣陵王に恩情を加えんとする明帝に對して述べた言葉は注目に價する。

天下は高帝劉邦さまがお築きになったもので陛下の天下ではございません。春秋の義には「君親、將にせんとする無し。將にせんとすれば誅す」とございます。だから周公は弟を誅し、季友は兄を毒殺したのですが、經傳はこれを顯彰しております。臣らは荆が同母弟であるということと陛下が御心をかけ、惻隱の情を加えられるであらうと、あえて誅殺を上請したのでございます。もし陛下の御子息であれば、臣らはお斷りすることなく獨斷で誅殺致したでしよ

廣陵王荆の死刑を求刑する樊儵の主張は、先の『三國志』にみられた曹爽の場合に同じく、春秋の義をもとにして論斷していることは、留意しておく必要がある。しかしいまはそれを指摘するにとどめ次に前漢期に遡ることにしたい。

『漢書』に「謀反」という言葉が頻出するのは、卷十三異姓諸侯王表をはじめとする「表」においてであり、それは枚舉にいとまがない。いま一部を列舉すると次の如くである。

淮南衡山。十二年徙衡山。四十三年。謀反。自殺。

(諸侯王表)

爰戚侯當。後三年。坐與兄廖謀反。自殺。

(王子侯表上)

陽陵景侯傅寬。孝景四年。侯僂嗣。三十一年。元狩元年。坐與淮南王謀反。誅。

(功臣表第四)

重合侯莽通。後二年。坐發兵與衛尉漬等謀反。要斬。

(功臣表第五)

博陸宣侯霍光。地節二年四月癸卯。侯禹嗣。四年。謀反。要斬。

(外戚恩澤侯表)

搜粟都尉桑弘羊爲御史大夫。七年。坐謀反。誅。

(百官公卿表下)

右は各表から任意に一例ずつとりあげたものであるが、漢においては謀反は大逆不道であり、すべて誅伐・死刑に處せられ、特に武帝期以降では「謀反要斬」が確立するとすでに指摘されている。⁽⁹⁾ただ、『漢書』の各表においては、謀反とはべつに「反」という言葉が頻出している點には注意しなければならない。

楚元王交。六年。戊嗣。二十一年。孝景三年。反。誅。

(諸侯王表)

管共侯罷軍。六年。侯戎奴嗣。二十年。孝景三年。反。誅。

(王子侯表上)

鉞侯孫單。十二年。孝景前三年。坐反。誅。

(功臣表第四)

贅其侯呂勝。八年。反。誅。

(外戚恩澤侯表)

太僕上官桀爲左將軍。七年。反。誅。

(百官公卿表下)

「謀反」という用語とはべつに「反」という語が頻出してゐるということは、この二つが使い分けされてゐると考えるのが自然であろう。たとえば例にあげた百官公卿表で、桑弘羊は「謀反」と記され、上官桀の場合は「反」とされている。周知の如くこの事件はともに武帝死後の元鳳元年、燕王旦の反亂に關することであり、『漢書』霍光傳に事件の經過が述べられてゐる。桑弘羊、上官桀ともに霍光打倒をめざし燕王旦に近づくのであるが、『漢書』が語る兩者の行動には若干の相違が認められる。桑弘羊については、「子弟の爲めに官を得んと欲し、亦た光を怨恨す」「桑弘羊は當に諸の大臣と共に光を執とて退けんとす」と霍光との確執を記すだけにとどまり、實際の反亂に於ては上官桀のみ名が擧げられてゐる。

後、桀の黨與に光を譖る者あり。上、輒ち怒りて曰く。(中略)是れ自ら桀ら敢て復た言わず。乃ち謀りて長公主をして酒を置き光を請わしむ。兵を伏し之を格殺し、因りて帝を廢し迎えて燕王を立て天子と爲さんとす。

(『漢書』霍光傳)

上官桀のこの行爲は、まぎれもなく「反」と言えよう。桑弘羊の場合は、立場は同じであつても實際の反亂に加つたかどうかは疑わしく、兩者のこの相違が公卿表において「反」と「謀反」の表記の違いに表れてゐると考えたい。反逆を計畫するという未然の段階である謀反と、實際に兵器などをとり反逆行爲を行つた反とは、やはり區別せねばならないのである。ただそこで見過してはならないのは、先に例をあげた『漢書』の各表にみえるように、謀反も反とともに「誅」—誅殺、もしくは死刑の中で最も重い要斬という刑に處せられてゐることで、計畫段階である謀反と、實行に移された反の兩者は、未然にかかわらず同じ死刑という點で一致をみるのである。

行論の都合上、前漢の謀反事件をもう一例あげておきたい。それは、武帝期に起つた有名な淮南王劉安の事件である。文帝期、傲慢放縱の結果、自殺を餘儀なくされた父厲王長の死に對して衛むところのある劉安は、反逆の機會をねらつてゐたが、きつかけがないまま武帝の世を迎える。元朔五年、息子がひきおこした事件がもとで削封された劉安は、反逆

にますます傾き、日夜、伍被・左吳たちとともに地圖を廣げて軍勢の配置に策をめぐらすに至った。『史記』淮南衡山列傳は、反逆の擧兵に心あせる劉安とそれをおし止めんとする伍被のやりとりを巧みに描き出す。結局、伍被が提案した計畫に従って反逆を實行に移そうとしたのであるが、遂行に至らないうち逮捕され失敗に終る。他ならぬ伍被が密告したからである。淮南王逮捕ののち、事件は趙王彭祖、平陽侯曹襄たち四十三名が審判にあたり、審議の結果は次のようなものであった。

淮南王安は甚だ大逆無道にして、謀反は明白なり、當に誅に伏すべし。

このことに關して膠西王劉端の意見は、より詳細である。

淮南王安は法律を無視し、よこしまなことを行ない、うそいつわりを心に懷いて、世のなかを混亂させ、民衆をまどやし、宗廟に背をむけ、妖しき噂をふりまいた。『春秋』には「臣は將にせんとする無し。將にせんとすれば誅す」とある。安の罪は「將にせんとする」よりも重く、謀反の形跡は動かし難いものがある。私が目にした文書・節・印・地圖およびそのほか惡逆非道な事々の證據は明白であり、誠にもって大逆無道、法の規定にそつて處分されるべきである。¹⁰⁾

死刑執行に先だち劉安は自殺して、一應この事件は結着する。

長々と述べてきたこの淮南王謀反事件は、謀反罪を検討するうえで、いくつかの示唆を與えてくれるであらう。まず第一には、これまで考へてきた謀反罪の定義、つまり未然の段階で罪が成立し、その刑罰は死刑であるという定義をこの事件においても確認できるということ。第二には、劉端の言葉の裏には、反逆の計畫は凶器準備集合という具體的な形を示して始めて確認されるものではなく、意識のあり方で謀反罪が成立する方向が暗に含まれていること。第三には、第二の推測をみちびく『春秋公羊傳』の言葉「君親無將。將而必誅」が、やはりここでも謀反罪確定の根據となっていることである。

以上、本章では三國時代から前漢に遡っての謀反罪をとりあげてみた。『唐律疏議』で定義つけられた謀反罪の意味内容は、前漢期においても變りがないことが確認できよう。そしてこの謀反は、反とは區別されるべき用語であるが罪の結果、論斷される刑は、謀反・反ともに死刑という事で一致する。つまり謀反罪——死刑は意圖することは實行することに同じとする犯罪の動機主義、法律用語という主觀主義的刑法解釋のうえに立つものに他ならないのである。

いまひとつ指摘できるのは、漢から唐までの謀反罪において、その裏附けとなつたものは『春秋公羊傳』の理念であつたということである。『公羊傳』については後に詳しく述べるつもりであるが、ここで、動機主義のうえにたつ謀反罪は漢からはじまり、漢の官學であつた『春秋公羊傳』を典據とし唐律まで及ぶとひとまず結論づけるべきであらうか。しかし私は、結論を下すことをいまはさしひかえ、謀反の意味を求めて、もう一代遡つてみたいと思う。

三 秦律の刑罰理念

従來、秦の法律については、法家思想を基にして嚴刑主義を採用したということとはわかつていても、秦律自體の内容については史料の不足からほとんど明らかになされていなかった。一九七五年に雲夢睡虎地から出土した秦の竹簡——雲夢秦簡は、これまでの秦律研究を一變させるものであつたといつても過言ではない。謀反罪について、以下、この秦簡をとりあげ考察していくことにする。⁽¹⁾

「謀反」という用語そのものは、残念ながら秦簡には見えない。しかし「謀」という語は少なからず登場する。

① 甲謀遣乙盜。一日。乙且往盜。未到。得。皆贖鯨。(三七四・152画)

甲は乙に竊盜をさせようとした。ある日、乙はまさに盗みを働こうとして出かけたが、到着しないうちに逮捕された。(甲乙ともども)みな鯨罪を贖う。

② 人臣甲謀遣人妾乙盜主牛。賣。把錢借邦亡。出徼。得。論各可毆。當城且鯨之。各異主。(三七五・152画)

人臣の甲が人妾乙に主人の牛を盗ませようと計畫し、(その牛を)賣り、金をもっていっしょに國境を越えて逃げ、塞を出て捕えられた。何をもって論斷するのか。隰城旦のやり方で隰を施し、各々主人にかえす。

③ 甲乙雅不相智。甲往盜丙。斃到。乙亦往盜丙。與甲言。即各盜。其贓直各四百。已去而偕得。其前謀。當并贓以論。不謀。各坐贓。(三八二・156頁)

甲と乙とは雅もともと知らなかった。甲は丙の所に行き盗みを働こうとし、ちょうど到着した時、乙もまた丙の所で盗みを働こうとしてやってきて、甲と言葉をかわし、各々盗みを働いた。その贓値はそれぞれ四百であり、逃げ去った後、いっしょに捕えられた。あらかじめ謀(共謀)しておれば、贓の値を合計して論斷し、謀(共謀)しておらねば各自の贓値にてらして論斷する。

④ 夫盜三百錢。告妻。妻與共飲食之。可以論妻。非前謀。當爲收。其前謀。同罪。夫盜二百錢。妻所匿百一十。可以論妻。妻智夫盜。以百一十爲盜。弗智。爲守贓。(三八五、三八六・157頁)

夫が三百錢を盗んだ。妻に告げ妻は夫といっしょにそれで飲み食ひした。何を以て妻を論斷するのか。あらかじめ謀(共謀)していないければ、收贓罪に相當し、あらかじめ謀(共謀)しておれば同罪である。夫が二百錢盗んだ。妻が隠匿したのは百一十錢であった。何を以て妻を論斷するのか。妻が夫の盗みを知っておれば、百一十錢盗んだこととし、知らなければ守贓の罪とする。

「法律答問」にみられるこれらの「謀」は、すべて共同陰謀という意に解釋してよい。すなわち第一章で明らかにした『唐律疏議』『晉書』における定義がそのままあてはまるのである。特に例③、④においては「謀」の成立が論斷の分れ目となる。秦律のなかで、このように共謀して行なわれた犯罪か否かで罪の輕重に大きな差があるということは、次の例からも明らかである。

11 ⑤ 害盜別徹而盜。駕罪之。●可謂駕罪。●五人盜。藏一錢以上。斬左止。有隰以爲城旦。不盈五人。盜過六百六十錢。

黥劓以爲城旦。不盈六百六十到二百廿錢。黥爲城旦。……(三七一、三七二・150頁)

害盜が游徹に背いて(？)盗みを働けば、之に加罪する。加罪とは何か。五人が盗みを働いた場合、贓値が一錢以上であれば、斬左趾とし加えて黥城旦の刑に處す。五人に満たない場合は、六百六十錢以上を盗んだ場合、黥・劓して城旦刑に處す。六百六十錢以下、二百二十錢までならば黥城旦とする。

五人以下の竊盜では、盗んだものの價值によって刑罰に差がつけられているが、五人以上の場合は、たとえそれが一錢であっても斬左趾プラス黥城旦という極刑に處せられる。ここでは五人という人數を境としているが、共同竊盜が如何に重いものかを物語る一例と解してよいであろう。

ところで、再び①④の例について考えてみると、④においては盗みを働いたのは夫であり、妻は直接には竊盜罪は犯していない。しかしそこに「謀」が認められると妻も夫と同様、竊盜罪に問われることになる。相談にあずかったものも、主犯と同様の犯罪を犯したこととして解釋されるわけである。そしてこれは犯行が未遂であってもかわらない。①では竊盜を犯そうとしたのは乙であり、甲はその共謀者にすぎない。加えてこの犯行は未遂の段階で逮捕された。いったい秦律において、盜罪は盜品の價值により刑に差があるが、贓値が六百六十錢をこえる重罪は、黥刑に處せられると解してよい。それは次の例から明らかであろう。

⑥ 士五甲盜。以得時直臧。臧直過六百六十。吏弗直。其獄鞠乃直臧。臧直百一十。以論耐。問甲及吏可論。甲當黥爲城旦。吏以失刑罪。或端爲。爲不直。(四〇三、四〇四・165頁)

士伍甲が竊盜を働き、逮捕時の贓物の價格を計算すれば六百六十錢以上であった。吏は計算せず、裁判の時になつてはじめて贓物を値ぶみすれば、百一十錢であり、耐刑に論斷した。問う、甲と吏とは何を以て論斷されるべきか。甲は黥城旦に處し、吏は刑罪を誤ったとする。わざとすれば、不直の罪とする。

例②⑤の場合も、贓物の價が示されていないが、竊盜において黥刑に處せられている。ここでは共謀ということが加罪さ

れ賂刑ということになるのかも知れないが、ともあれ賂刑に處せられるのは、竊盜のうちでも重い罪を犯した場合と云つてよいであらう。さて①の例であるが、犯行は未遂であるにもかかわらず主犯、共謀者ともに賂刑を贖わねばならない。ということとは、共謀者も竊盜を犯したとはほぼ同罪とされるのである。未遂、既遂の差はそこに贖罪が認められているか否かにすぎない。また例④の後半部について言えば、妻は夫の犯行を知って百十錢を隠匿した。この場合、妻は百十錢を盗んだことに相當するのである。

以上の數例からみて秦律のなかで動機主義的刑法理念の方向を認めることはできないであらうか。「謀」からはずれて、他の秦律を例にとつていましてこれを考えてみよう。

⑦ 甲盜。臧直千錢。乙智其盜。受分臧不盈一錢。問乙可論。同論。(三七九・159頁)

甲が盗みを働いた。臧物の値は千錢であった。乙は甲の竊盜を知っていて分け前は一錢にも満たなかった。問う、乙は何でもって論斷するのか。論斷は甲と同じである。

⑧ 削盜。臧直百一十。其妻子智。與食肉。當同罪。(三八七・158頁)

夜間に盗みを働らき(？)、臧物の値は百十錢であった。妻子は知っていていっしょに(その金で)肉を買って食べた。(竊盜犯と)同罪である。

⑨ 甲盜。不盈一錢。行乙室。乙弗覺。問乙論可毆。毋論。其見智之而弗捕。當貲一盾。(三八〇・155頁)

甲が盗みを働らき(盗んだものは)一錢に満たなかった。乙の室に行き、乙は氣がつかなかった。乙は何でもって論斷するのか。論斷しない。もし(乙が)これを見て知っていながら捕えなかったならば、貲一盾に相當する。

右の⑧は、犯罪を見て知っていながら犯罪者に同調した場合、その罪は犯罪者と同じであるという例④の後半部と全く同じ原則のうえに立つものであり、一方例⑨は、犯罪を認知していたか否かで罪の有無が分れるという條文である。かかる原則は、犯行が行なわれたか否か、まただれが主犯であるか否かに重點をおくものではなくして、犯罪行爲の心情に、よ

次の例は、それを明確に物語るものと言える。

⑩ 扶籥。贖黥。可謂扶籥。扶籥者已扶啓之乃爲扶。且未啓亦爲扶。扶之弗能啓即去。一日而得。論皆可毆。扶之且欲有盜。弗能啓即去。若未啓而得。當贖黥。扶之非欲盜毆。已啓之乃爲扶。未啓當貨二甲。(四〇〇、四〇一・54頁)

門鍵を扶すれば(こじあければ)黥刑を贖う。「門鍵を扶す」とは何か。門鍵をこじあげようとして、すでにこれをこじあけて開いた場合を扶とする。それでは未だ開いていない場合もまた扶とするのか。これをこじあげようとし開くことができず逃亡し、一日たつて逮捕された。これらの場合どのように論斷するのか。これをこじあげようとしその目的が盗みを行なおうとするのがあるのなら、開くことができず逃亡したり、もしくは開かないうちに逮捕された場合、(扶すると同じく)黥刑を贖う。こじあけたが盗みが目的でないのなら、すでに開いた場合を扶とし、未だ開かない段階では、貨二甲である。

ここでは、竊盜の犯意の有無で罪が定められ、もしその意志があれば、行爲が未遂であっても黥刑を贖わねばならない。なお「贖黥」に關して言えば、先例①の竊盜罪の場合と同じであることを指摘しておく。また「法律答問」には次のような一文がみえる。

臣妾牧殺主。●可謂牧。●欲賊殺主。未殺而得。爲牧。(四四六・184頁)

臣妾が主を殺さんと牧す。牧とは何か。主を賊殺しようとして、未だ殺さないうちに逮捕された。(これを)牧とする。

『睡虎地秦墓竹簡』(一九七八年文物出版社)の釋文は、この「牧」を「謀」と解釋する。牧||謀とするのは若干の躊躇があるが、秦律において犯行の未遂ということに注意をはらっていたことは確かなようである。

以上、雲夢秦簡を使って秦律にみえる刑罰理念をながめてきたのであるが、そこに浮かびあがってきた理念とは、法律

用語でいう主観主義的刑法解釋、犯罪の動機に重點をおく心情重視の立場であるといえよう。秦律におけるこの原則は、雲夢秦簡のみならず文献史料においても確認できる。有名な焚書令の一部は次のようなものであった。

敢て詩・書を偶語する者あらば、棄市。古えを以て今を非らば、族。吏の見知して擧げざる者は與に罪を同じくす。

（『史記』秦始皇本紀）

「吏見知不擧者與同罪」⁽¹³⁾は、焚書令の厳しさを示すものではなく、また官吏に對して法令の徹底を特別に行なったものでもなく、秦律の理念のうえにたてば當然附加されるべき規定であったのである。

漢から唐にかけて、謀反という罪が共同して爲される陰謀を示し、また正確には未遂の段階を示す用語であることは、すでに折にふれ述べてきた。さらに、謀反は未遂であっても反と同じく誅殺・死刑に處せられることも、第二章で明らかにしたところである。これは意圖したことは實行したことにかわらないとする動機主義の上に立つものといえるが、このような理念は秦律の中にも見出せたのである。つまり、唐律にみられる謀反罪の理念は、秦律にまで遡ることができると私は考へたい。少くとも、動機主義に重きをおく刑法は、秦律にはじまり漢に受け繼がれていくのである。次章では、先に保留しておいた『公羊傳』の立場を考察しつつ、秦から漢にかけての刑罰思想の展開を述べよう。

四 秦から漢へ刑罰思想の展開

三國から漢にかけての謀反罪について、その論斷の際にしばしば登場したのが「春秋の義」であり、『公羊傳』の傳義であったことは、第二章ですでに指摘した。ここで謀反罪と『公羊傳』について改めて論じなければならない。

(1) 『春秋公羊傳』と秦律

「君親無將。將而必誅」の條文は、『公羊傳』莊公三十二年、昭公元年などにみられ、そのうち「莊公三十二年、秋七

月癸巳公子牙卒」の經文に附された内容は次のようなものである。

魯の莊公には慶父・叔牙・季友の三兄弟がおり、子般は莊公の跡繼ぎであった。叔牙に「魯は一生一及、君すでに之を知れり」と慶父擁立をなせば強迫された莊公は、いまわのきわ季友に國政をゆだね、子般のことを頼む。公の死後、叔牙の反亂を察知した季友は、因果をふくめ毒をすすめて叔牙を自殺に追いやる。

第二章で後漢明帝に對して樊噲が述べた言葉のなかの「周公は弟を誅し、季友は兄を毒殺した」とは、この傳文にほかならず、『公羊傳』は季友の行爲を顯彰し、經文が「公子牙卒」として殺された場合の表現「刺」を使っていないのは、「惡を遏めた」季友のために諱んだからだとする。そしてここで主張する春秋の義が「君親無將。將而必誅」なのである。

公子牙は今ま將にせんとするのみ。辭、曷すれぞ親ら弑せし者と同じからん。君親、將にせんとするなし。將にせんとすれば誅す。

この場合、公子牙の反亂は未然の段階であった。傳文には「俄にして牙の弑械なる」と反亂の準備が整ったと書かれているが、行爲はまだ行なわれていない。

是の時、牙、實は自ら君を弑せんと欲す。兵械すでに成る。但だ事は未だ行なわれざるのみ。

（『公羊傳』莊公三十二年・何休注）

しかし、『公羊傳』が行爲が行なわれた場合と同じ扱いをするのは、君主に對する反逆はそれを意圖しただけで誅殺されるという春秋の義にもとづくからに他ならない。

いったい『公羊傳』は、人間の行爲の評價において、行爲の結果よりも過程―意志を徹底して重視する。『公羊傳』の世界では、善き意志を持っているにもかかわらず現實に中斷された行爲は成就の形をとり、逆に惡しき意志は、現實になる以前に貶絶を加えられる。そこにおいて、行爲の結果は二義的なものにすぎない。こういった心情重視の立場は、す

に日原利國氏が論じているところであるが、「將而必誅」——意圖するだけでそれが行なわれたとみなし誅殺される——という春秋の義もこの『公羊傳』の思想の典型といえ、「春秋の義、心を原ねて罪を定む」という論斷における動機主義も、『公羊傳』の心情重視が導くものである。

漢代から唐律に至るまでの謀反罪の論斷において、しばしば『公羊傳』が引用されるが、未遂の段階での謀反と『公羊傳』の傳義の結びつきは、以上のことから明らかなであらう。ただそこで問題となるのは、秦律と『公羊傳』との關係である。秦律にみえる刑罰理念は、犯罪の動機に重點をおく心情重視の立場であり、言いかえれば原心定罪の原則が秦律においても確認できたのであった。とすれば『公羊傳』の傳義とこの秦律とはどう結びつけるべきであらうか。ことからは『春秋公羊傳』の成立に關係してくるのである。

『春秋公羊傳』がほぼ現行のような形で成立したのは、前漢景帝期であるとされている。

その説、口授して相い傳わり、漢の公羊氏および弟子胡毋生等に至りて、乃ち始めて竹帛に記す。

（『公羊傳』隱公二年・何休注）

子夏は公羊高に傳與し、高はその子平に傳與し、平はその子地に傳與し、地はその子敢に傳與し、敢はその子壽に傳與す。漢の景帝の時に至り、壽は乃ち弟子の齊人胡毋子都と共に竹帛に著す。

（何休序疏所收載宏説）

口傳の書物化は、ここにみえるように前漢景帝期であったとしても、その傳義の形成はそれよりも遡る。しかも『公羊傳』の傳文自體の解説、すなわち「傳」の傳が含まれていることからすれば、一時に成立したのではなく、長期にわたる累層的に形成されたもので、それは戰國初期から集録されたといえよう。

ただそこで注意すべきなのは、『公羊傳』の傳義の形成が戰國期からはじまったとしても、またそれが齊の地方から出てきたとしても、書物化されるまでには、統一秦を含め半世紀の歴史を通過せねばならなかったという事實である。ここに『公羊傳』の思想と秦の政治體制の密接な關係を認めてもよいのではなからうか。すでにみたように秦律の刑罰思想と

『公羊傳』の心情重視の立場には類似するところがあった。「竹帛に記された」『公羊傳』の傳文は、秦律の影響を少なからず受けたものと私は考えたいのである。

秦律においては、犯罪の動機を重視するほかに、「謀」という用語にみえた犯罪の共同性の有無が強調されていた。共謀犯罪、それはまた謀反罪の定義の一面でもあるが、共同ということが秦律で問題にされたのが、『公羊傳』の次の傳文形成に影響を與えたと言えないだろうか。

經。公及邾婁儀父盟于昧。

(隱公元年)

傳。及とは何ぞ。與にする也。會、及、暨、みな與也。曷すれぞ或いは會といい、或いは及といい、或いは暨といふや。會とは猶お最のごとき也。及とは猶お汲汲のごとき也。暨とは猶お暨暨のごとき也。及とは我れ之を欲す。暨とは已むを得ざる也。

心情重視の立場に立つ『公羊傳』は、その共同のあり方を示す語を意圖の善惡によって區別する。すなわち共同というこゝとがらを『公羊傳』の思想世界に包み込んだとも言えようが、『公羊傳』の傳文にあえてそれを言及させたその理由のひとつを、秦律における「謀」の重視に求めたいのである。

以上、思想史の分野に少し踏み込んでしまった恐れはあるが、秦から漢に受け繼がれ、また改變されていく法術思想の展開を考えるうえで、秦律と『公羊傳』の關係を明らかにしておかねばならなかったのである。次に秦の法術主義がいかに漢に繼承されていったのかという、本稿の冒頭で掲げた「第二の目的」について考察したい。

(2) 秦漢刑罰思想の展開

秦を降して成立した漢帝國の制度は、當初は秦の諸制度をそのまま繼承することから出發する。『漢書』百官公卿表は、漢王朝の官僚組織を體系的に記すが、そこにみえる官職のほとんどが「秦官」とされていることはその證左となるであらう。

う。刑罰の諸制度として例外ではない。高祖が入關し、秦の苛法を除き所謂法三章を約したとはいえ、漢王朝が本格的に始動しはじめ、蕭何によって制定された九章律は、やはり秦の法律をふまえたものであった。

三章の法は以て姦を禦めるに足らず。是において相國蕭何は秦法を據撫し、其の時に宜しき者を取りて律九章を作る。
(『漢書』刑法志)

事實、具體的な刑名をとつてみても、秦律にみえるそのままの刑罰が漢においても運用されているのである。

文帝十三年に施行された肉刑廢止は、それまで受け継いできた秦の刑罰體系を漢獨自のものに改變するものであったが、一面それは縦のものを横にかえ、漢王朝にとって有益なものを加味した體系とも言え、秦的色彩を完全に拂拭したのではない。本稿でとり扱った謀反罪をとつてみても、そこに内在する思想は秦律に端を發し、漢から三國そして唐律へと受け継がれていくのである。

漢帝國は、秦の嚴刑主義を批判することを旨とし、やがて儒學が官學化されるのであるが、王朝の中央集權體制の維持には、徳治主義はあまりにも理想主義的であり、現實的には法律による統治が必要とされたことは言うまでもない。「陛下には内は多欲にして、外は仁義を施す」(『史記』汲鄭列傳)と武帝を批判した汲黯の言葉、「公孫子、正學を務めて以て言え。曲學して以て世に阿ねるなかれ」(『史記』儒林傳)と公孫弘を罵倒した轅固の言葉は、現實的政治家に對する理想主義的學者の批判に他ならない。ではこういった政治の現實と官學のもつ理念の二面性を漢王朝自身は如何に解決したのであるうか。いいかえれば秦の法家主義を漢も繼承しているとの批判の聲にどのように對應したのであるうか。

漢初における法術主義の變遷というこの問題は、すでにいくつかの先學の研究がある。金谷治氏は賈誼・晁錯・婁敬など漢初の儒生の活動を通して、秦の法術主義が儒術との折衷という方向をとり、やがて儒術のなかに吸收され、政治技術として儒教の裏面をささえるものに變化したとする。⁽¹⁹⁾ また鎌田重雄氏は、前漢武帝期に採用された儒教主義的政治即ち儒術が、實は法家主義的政治に法術の偽裝であり、それは酷吏の行爲の中に端的にうかがえると言う。⁽²⁰⁾

本稿でこれまで考察してきたのは、謀反罪にみえる動機主義的刑法解釋であり、それは秦律のなかにすでに確認され、また『春秋公羊傳』の思想の一面であった。漢代、武帝期において公羊學者董仲舒の提言により儒學が官學化され、五經博士が學官に設置される。そして五經のうち春秋學については、『公羊傳』が學官に立てられたのであった。春秋三傳のうち、なぜ『公羊傳』が選ばれたのか、これは漢代以前の今文・古文學の源流、秦における官學の問題等々、いくつかの要因が考えられるが、そのなかのひとつとして、私は『公羊傳』と秦律との關係を重視したい。

前章において指摘した如く、『公羊傳』の心情重視の立場は、秦律の影響が少なからず認められた。いわば『公羊傳』の思想は、秦における刑法運営の延長線上に位置するのである。武帝期の儒學官學化が、學問的分野をこえて政治イデオロギーの確立をめざしたものであり、漢王朝の政策の上に立つものである以上、その漢の政策が秦の制度を根底としているからには、春秋學のなかで、秦律が投影されているともいえる『公羊傳』が學官に立てられるということは、當然のことであった。そこにおいて秦の法術主義を繼承するうえでの矛盾は解決されたといってもよい。秦律の理念は、儒學の經典『春秋公羊傳』に吸収され、以後は儒學の經典として政策面で運用されるに至ったのである。

武帝期以後、所謂酷吏が國家の統治政策の手足として活躍するが、その特徴として「見知」「腹誹」の法が適用される。犯罪を見て知っているだけで罰せられ、心の中で誹謗しただけで法にふれるというこの法律は、犯罪の動機を重視するもので、主觀主義的刑法解釋のうえに立つものである。⁽²⁾つまり、秦律の理念を反映するものに他ならない。しかしそれは又、『公羊傳』の思想によって保障されたものでもあった。この酷吏の行動、および漢王朝の政策を法術主義の偽裝と言うべきであろうか。もしそれを偽裝と言うのならば、『春秋公羊傳』自身も法術主義の偽裝と言わねばならないであろう。私は、漢朝の法術主義的政策は、官學化した儒學内部から生まれてきたものであり、そこに漢代儒學の特色を認めたいのである。

以上、謀反罪からいささかはずれて秦漢の政治のイデオロギーにまで言及してしまった。最後にこのことをふまえ再び

謀反罪にもどつて本章のしめくりをしたい。

すでにくり返し述べてきたのであるが、動機主義のうえにたつ秦律の思想は、漢になつて『公羊傳』に繼承され、漢の刑罰理念となつていく。本稿で謀反という罪をとりあげたのは、個々の罪名のなかでそれぞれが最も端的に表れていると考えたからである。謀反罪とは未遂の段階で問われる罪であり、反逆を意圖したことで罪となる。言いかえれば、罪の成立の決め手は犯罪者の心情にあり、犯意を抱いた時點ですでに犯罪が成立するのである。加えて論斷者が下す犯意の有無は、物的證據をまつて判斷されるものではなく、それ以前の段階、まだ形跡が表れていない時點でも決定され得る。第二章で引用した淮南王劉安の謀反事件でみられた劉端の言葉、「安の罪は將にせんとするよりも重く、謀反の形跡は動かし難いものがある」とは、謀反罪の思想的背景である春秋の義「將而必誅」が究極的には形跡が表れる以前で判斷されるものであり、必ずしも物的證據の確認が必要とはされないことを物語るものと考へてよいだらう。諸々の謀反事件において、謀反の確たる事實が史料のうへで檢證できないことが多いのは、まさに謀反罪のこのような性格に起因するからである。ところでこの謀反罪は、それが政治のうちに援用されたとき、はかり知れない効果をもつ。究極的には物證が必要でないとするれば、罪の決定は供述を證據とする人的證據、傳聞證據に主として依存することになる。ただその場合、謀反罪は被告人の内心を問うものであり、その心情が外に表れたか否かは問題にならないとするれば、告訴する者の供述は客觀性に乏しく、人證も證據力が弱いものとなりがちであらう。逆に言えば、謀反罪を捏造するということを容易ならしめる要素がそこに潜在しているわけなのである。歴史上の謀反事件が全て捏造事件であつたとは毛頭言うつもりはないが、謀反罪はその性格から捏造ということに結びつきやすいことは否定できない。

謀反罪は、國家顛覆という重大な罪であり王朝存立に直接かかわりをもつためであらうか、その性格は、秦律から唐律まで變ることなく受け繼がれていったのである。

むすびにかえて

以上、數章にわたって謀反罪につき、その意味、來源、適用等を検討し、加えて秦から漢に至る法術主義の展開を『春秋公羊傳』を軸に考察してきた。最後にあたり、あえてことわっておかねばならないことがある。

『唐律疏議』の十惡のひとつである謀反罪は、その理念が秦律からはじまると私は考えたのであるが、だからといって秦律が全てそのまま唐律に流れ込んでいくなどというわけではない。むしろ謀反罪は、國家存亡にかかわる特別な犯罪であるが故に、秦律から變ることなく唐代にまで繼續していったと考えるべきであり、それは謀反罪の特殊性によると言えよう。動機主義にもとづく刑法理念は、確かに秦から漢へと受け繼がれていくのであるが、やがてそれは、王朝が基礎とする政治イデオロギーの變遷にともない、變化していくことは言うまでもない。酷吏が依った「見知」「腹誅」の法も、前漢末には適用されなくなってくるのである。ある罪名については主觀主義的刑法解釋に基づき、別の罪においては客觀主義的解釋に立つその多様性が刑法體系の變遷・發展と言えるのかも知れない。

註

- (1) 唐律にみえる謀殺とは、殺人の豫備・陰謀を意味する。謀殺に對して故殺という語も唐律にみえるが、それは故意に人を殺すということである。(滋賀秀三譯註『譯註日本律令五 唐律疏議』一九六九 東京堂出版、七一頁参照。) 一時の激情で行った殺人と、計畫熟慮して行った殺人をそれぞれ故殺、謀殺とする日本語とはちがう。なお、ここで日本語というのは、今日我々が使う日本語、法律用語のことであり、唐律をふまえる『養老律』にみえる謀反、謀殺は、唐律と同じ意味である。
- (2) 拙稿「白虎觀會議前夜」(『史林』六三卷六號 一九八〇) 支屬。世蒙殊寵。親受先帝握手遺詔。託以天下。而包藏禍心。蔑棄顧命。乃與晏、颺及當等謀圖神器。範黨同罪人。皆爲大逆不道。」
- (3) 『後漢紀』卷十「男子燕廣告英與顏忠、王平等造圖書謀反。有司奏。英大逆不道。請誅。」
- (4) 『續漢書』天文志「(永平十三年) 其十二月。楚王英與顏忠

等造作妖謀反。事覺。英自殺。忠等皆伏誅。」

(5) 英少時好游俠。交通賓客。晚節更喜黃老學爲浮屠齋戒祭祀。

八年。詔令天下死罪皆入緣贖。……英後遂大交通方士。作金龜玉鶴。刻文字以爲符瑞。十三年。男子燕廣告英與漁陽王平、顏忠等造作圖書。有逆謀。事下案驗。有司奏。英招聚姦猾。造作圖讖。擅相官秩。置諸侯王公將軍二千石。大逆不道。請誅之。……

(6) 拙稿「白虎觀會議前夜」(前掲) 参照。

(7) 『後漢書』列傳三二廣陵王荆傳。

(8) 天下高帝天下。非陛下之天下也。春秋之義。君親無將。將而誅焉。是以周公誅弟。季友孺兄。經傳大之。臣等以刑屬託母弟。陛下留聖心。加惻隱。故敢請耳。如今陛下子。臣等專誅而已。

(9) 布目潮瀨「漢律體系化の試論―列侯の死刑をめぐる―」

(『東方學報』京都 二七冊 一九五七)

(10) 『史記』卷一一八淮南衡山列傳「淮南王安廢法行邪。懷詐僞心。以亂天下。熒惑百姓。倍畔宗廟。妄作妖言。春秋曰。臣無將。將而誅。安罪重於將。謀反形已定。臣端所見其書節印圖及他逆無道事驗明白。甚大逆無道。當伏其法。」

(11) 以下、雲夢秦簡の引用に際し、原文の末に附した漢數字は、一九八一年、文物出版社から出された『雲夢睡虎地秦墓』にみえる寫眞の排列番號である。算用數字は、一九七八年文物出版社刊『睡虎地秦墓竹簡』の頁數である。

(12) ⑨の例文について若干の推測を加えるならば、知っていて逮捕しなかった乙は、賞一盾の罰に處せられる。この場合、一錢

未滿を盗んだ甲の罰が、賞一盾であったと想定したい。

(13) ここにみえる「與同罪」は、周知の如く唐律、明律などにおいて一つの法律用語となっていて、それは廣義の共犯罪という方向にある。「與同罪」という語は秦簡にもみえるが(原簡番號三九〇)、本稿では「同罪」の意味するところ、およびそれに對應する刑罰について、後世の「與同罪」と全く同じとは見ない。法律用語としては、秦簡においてすでに確立していたが、結果として處せられる罰は、やはり後世とは違ふと私は考えている。それは刑罰のよってたつ理念の相異からであるが、「與同罪」の變遷については、改めて論じてみたい。

(14) 『公羊傳』莊公三十二年「何以不稱弟。殺也。殺則曷爲不言刺之。爲季子諱殺也。曷爲爲季子諱殺。季子之過惡也。」

(15) 日原利國「春秋公羊傳の研究」(創文社 一九七六)

(16) 『漢書』卷八三薛宣傳。

(17) 日原前掲書「春秋學の成立」

(18) 拙稿「秦漢の勞役刑」(『東方學報』京都 五五冊 一九八三) 参照。

(19) 金谷治「秦漢思想史研究」(日本學術振興會 一九六〇)

(20) 鎌田重雄「秦漢政治制度の研究」(日本學術振興會 一九六二)

(21) 拙稿「西漢後半期の政治と春秋學」(『東洋史研究』三六卷四號 一九七八) 参照。

(22) 同右、参照。

MOU FAN 謀反: THE DEVELOPMENT OF IDEAS ABOUT PUNISHMENT DURING THE QIN 秦 AND HAN 漢

TOMIYA Itaru

This essay has two principal aims.

One, to determine how far back in history the crime of conspiring against the state, which occurs in Tang-lü 唐律 can be traced, and to clarify the meaning of the term *mou fan*, as well as its political implications.

And the other, I shall examine the development of legalism from the Qin to Han through tracing the mou fan punishment. It has been thought that during the Han, Confucianism assumed prominence by outwardly rejecting legalism. I should like to look at the transition from legalism to Confucianism, using the evidence of the newly excavated Qin bamboo slips found at Yunmeng 雲夢.

THE ALLIANCE POLICY ADVOCATED BY CHINESE REFORMERS IN THE LATE 19TH CENTURY

PARK Jong Hyun

This essay attempts to understand the reform movement 變法運動 comprehensively within its contemporary international context.

After the Sino-Japanese War of 1894, the trend of the reformers' advocacy was changed from the advocacy of a policy to repulse Japan 拒和論 toward the advocacy of an alliance with England and Japan 聯英日論, a policy of introducing abilities of foreigners 借才論, and a policy of engaging Ito (伊藤博文) in China 伊藤聘用論. Although this trend manifested an extreme opposition to the conservative party, the reformers' advocacy was gradually promoted. And in the meantime, the political power of the reformers was gradually consolidated.

The reformers' advocacy however actually evidenced a tendency to strengthen the dependence of the Qing 清 on foreign powers. In other words, as far as the reformers actively moved toward implementing a